平成２９年（フ）第１１２５号
神奈川県鎌倉市大船４丁目21番44号　サンフラッツ201
破産者　猪野　　勉
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１４２号
神奈川県鎌倉市台２丁目３番16号　三協アパート202、開始決定時の住所横浜市戸塚区小雀町460番地44
破産者　阿部　八雄
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３８１号
横浜市磯子区栗木１丁目19番28号　ドミール・パルⅡ202号
破産者　伊藤　博之
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１２号
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良８―702
破産者　林　　護
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３１号
横浜市保土ケ谷区西久保町70番地　エムハイツ201号
破産者　田口　公子
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８号
新潟市中央区天明町９番38号　ハイツサンリオ101号、前住所新潟市秋葉区田家１丁目13番８号
破産者　秋山　晃子
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７７号
新潟市東区粟山１丁目17番20号　パストラルⅢ101号、前住所新潟市東区中野山６丁目５番５号１
破産者　桑野　辰雄
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号
岐阜県美濃加茂市西町３丁目330番地
破産者　自遊工房こと　安保　増己
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２７号
静岡県賀茂郡河津町田中255番地の８
破産者　松井　敏郎
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第２２９号
愛知県安城市法連町４番地10
破産者　サクセスコミュニケーションズこと　榊原　基訓
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
愛知県岡崎市井内町字上堤25番地１　ドリーム井内302
破産者　上田　眞弘
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
鳥取県鳥取市国府町分上１丁目101番地１　ユービーヒルズ102号、旧住所鳥取県鳥取市福部町海士388番地23
破産者　岡垣　芳人
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５８号
広島市東区中山東２丁目１番６―103号
破産者　花田正一郎
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７９号
北九州市八幡東区日の出２丁目11番５―505号
破産者　上田ゆかり
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２号
熊本県荒尾市原万田783番地２　ディアコート弐番館102号
破産者　堺　　峰子（旧姓波多江）
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市城山町３番32号　ロワイヤルヒルズ城山303号
破産者　丸野　克己
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目２番17号　アリオン笹貫401号
破産者　池井　弘武
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係